# 苫小牧市在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業について

在宅で常時寝たきりの方の経済的負担の軽減を図るために、紙おむつを給付します。

#### --《対象者》------

本市に住所を有し、次のいずれかに該当する方で、在宅において常時紙おむつを使用する必要がある方

- (1) 要介護4又は5の方
- (2) 要介護2又は3の方で重度の認知症状のある方か寝たきり状態にある方 ※ 要介護2又は3の方は、別途要件がありますのでお問い合わせください。
- ※ 介護を受ける方が以下の施設のいずれかに入居・入院している場合は、事業の対象となりません。
  - 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設
  - ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・グループホーム ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム
  - ・軽費老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・共同住宅
- 医唇施設

・ 小規模多機能ホーム (長期滞在)

## ≪給付内容≫\_\_\_\_\_

市が指定業者と契約した品目の中から、自由に選択します。ただし、給付上限額(6,750円/月)があります。

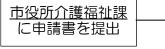
毎月、業者が申請者の自宅へ、1か月分をまとめて配達します。

#### \_\_《費用負担》\_\_\_\_\_\_

費用の1割が自己負担です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、免除されます。

- ① 市民税非課税世帯である
- ② 生活保護世帯である

### ≪利用申請≫



給付の可否を 決定通知書にて通知 業者による 数量の確認 決定通知書を業者に 提示し、品物を受け取る

- 配達は業者から日時の連絡を受け、自宅で紙おむつを受け取ります。
- ・自己負担がある場合は、紙おむつを受け取る時に業者へ支払います。
- 短期の入院等により一時的に利用を休止する場合は、<u>市役所介護福祉課</u>に連絡が必要です。
- ・利用を再開したい場合も<u>市役所介護福祉課</u>に連絡が必要です。
- 在宅で介護されなくなった場合(施設入所等)は、市役所介護福祉課へ廃止届の提出が必要です。

#### ※新規・再開申請について

毎月10日までに申請された場合は、当月から、11日以降申請の場合は、翌月からの給付開始になります。 例)5月10日申請→5月分から給付 5月11日申請→6月分から給付

#### ●問合せ先●

苫小牧市福祉部介護福祉課総務係(本庁舎1階15番窓口) 電話 0144-32-6342